

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）とグリーンレンタル株式会社福島営業所（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材（乙が所有する資機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「資機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、市民生活の早期安定を図ることを目的として、資機材の提供に関する必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において資機材の提供を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1） 資機材提供
- （2） レンタル資機材の運搬、設置・配置及び撤去
- （3） その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として応急資機材要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに資機材提供を行うものとする。

（提供資機材の範囲）

第4条 甲が乙に提供を要請する資機材の範囲は、支援物資にかかる荷役・輸送用資機材のほか、応急対策全般にかかる資機材のうち、要請時点で、乙が提供できる資機材とする。ただし、要請後に資機材が提供可能となった場合は、この限りではない。

（資機材の運搬、引渡し）

第5条 資機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、資機材の引渡しが完了した場合は、速やかに資機材提供報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が提供した資機材のレンタル費用及び乙が行った運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により決定された費用について、乙から請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者を決定し、連絡担当者等報告書（様式第3号）により報告するものとし、当該連絡担当者等に変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

2 緊急時の連絡体制等について、平時から確認、情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の内容で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月27日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
伊達市
伊達市長 須田 博 行

乙 福島県福島市岡島宮沢前 15 番地 32
グリーンレンタル株式会社 福島営業所
所 長 玉 川 良 平